

議案第百十号は東京都市町村交通災害共済組合の、そして最後の議案第百十一号は東京都市町村消防団員等災害補償等組合の、それぞれの事務所の位置を現在の事務所の位置から、いずれも東京自治会館の所在地でございます。府中市新町二丁目七十七番地の一に改めようとするものでございます。なお、議案第百九号の東京自治会館組合規約の一部を変更する規約においては、ただいま申し上げました事務所の位置の変更のほかにあわせて、知識経験を有する者のうちから選任された監査委員の任期を、この機会に現行の三年から四年に改めようとするものでございます。

これらの規約はいずれも附則におきまして、来る十一月一日又は、東京都市知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

御審議をいただきますして、原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本六案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百六号から議案第百十一号までの六議案については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本六案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百六号から

議案第百十一号までの六議案は、それぞれ原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十二議案第百十二号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第百十二号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第三号)につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本案は去る八月十九日の全員協議会におきまして御報告申し上げましたように、学習等供用施設の建設につきまして、早期に予算を御議決をいただく必要を生じまして、四号予算とは別個に提案を申し上げた次第でございます。その内容について御説明を申し上げます。

まず既決予算額六十五億六千七百八十万円に八千七百二十万円を追加いたしました。その総額を六十六億四千七百七十三万円としようとするものでございます。三ページは地方債に関する補正でございます。今回学習等供用施設の新築事業につきまして、起債の借り入れ限度額が一億二千八百八十万円となる見込みでございます。当初の既決額に対しまして千八百十万円の増額になる予定でございます。この内容といたしましては、本町地区学習等供用施

設について、その総事業費が一億三千六百七十四万円になりますが、これから補助金を差し引きいたしました。その七五%を起債ということになっておりますので、これに対する起債が六千六十万円。それから熊川地区学習等供用施設につきましては、用地費を含めましてその総額が一億九千八百八十三万二千円でございまして、これに対する起債の許可予定額が六千八百二十万円の相なります。この両者あわせまして、一億二千八百八十万円ということでございます。当初提案をいたしました額一億一千七十万円を差し引きまして、今回一千八百十万円を追加しようとするものでございます。

次に内容について御説明申し上げます。

歳入の国庫補助金 教育費国庫補助金におきまして五百十五万五千円の増額補正でございます。これは学習等供用施設の新築事業ニカ所に対する補助金で、従来定額四千五百九十万円でございましたものが、五千六百万円に引き上げられまして、その差額一千万円のニカ所分で二千二十万円の相なります。さらに又、熊川子供の用地におきましては、当初用地買収費総額一億二千万円、

これに対する補助金二分の一で六千万円と予定をいたしておりましたが、買収い

たしました結果、その経費が八千八百八十二万二千元という数字に相なりましたので、それと関連をいたしまして補助金が減額になりました、その金額が一千五百九万五千円でございます。したがいまして増額分の二千二十万円と減額分の一千五百九万五千円を相殺をいたしまして、今回五百十万五千円を計上した次第でございます。次に繰越金でございますが、五十年年度決算を終了いたしました、歳入歳出差し引きの残金が一億二千四百四十万円に相なります。このうち繰越財源が一億三千九十九万九千九百九十九円でございますので、実質的な前年度繰越金は一億二千五百七十七万七千円という金額に相なります。そのうち当初予算に三千万円を計上し、二号予算に二千三百万円を計上いたしてございしますので、今回その余った分五千七百五十一万七千円を計上した次第でございます。次に市債でございますが、今回一千八百十万円の計上でございますが、これは先ほど説明を申し上げたとおりでございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

土木費の道路河川橋りょう費におきまして、人件費六十四万五千円が減額してございますが、これは用地課の職員の人件費が補助対象事業となりますので

で、学習等供用施設の建設費の補助対象事業とするために、社会教育費の方に移管をしたための減額費でございます。次に社会教育費の内容でございますが、これは学習等供用施設建設費の補正額として四千二百二十六万四千円の計上でございます、総額を三億四千六百六十一万一千円としようとするものでございます。

この内容でございますが、給料、職員手当等につきましては、補助対象分として用地課の職員の人件費をこちらに移してきたものでございます。その他旅費として二万円、需用費が四万五千円、委託料として四百九十一万七千円、この内容は設計監理委託料が五百十八万三千円、地質調査委託料におきましては余りましたので、五十四万六千円を減額し、又、不動産鑑定委託料として二十八万円追加し、あわせまして委託料として四百九十一万七千円という金額に相なるものでございます。工事請負費の六千七百七十四万一千円でございますが、このうち学習等供用施設の建設工事分の本町分、熊川分、二カ所分として六千四百三十四万一千円の増額、それから現在商工会の使用しております古い方の供用施設工事の増額分でございますが、本町地区の学習等供用施設につき

ましては、その総額が一億二千九百八十四万四千円と相なりますが、このうち当初分に八千四百万円が計上してございますので、その差額四千五百八十四万四千円の計上、又、熊川地区学供につきましては、九千七百四十九万七千円の工事費に對しまして、当初予算に八千四百万円同様に計上してございますので、それとの差額一千三百四十九万七千円、さらに熊川地区学供の外この工事分として五百万円を追加をいたしまして、六千四百三十四万一千円という金額を追加補正しようとするものでございます。

なお又、本町地区学供につきましては、その後防衛施設庁との折衝の段階におきまして、工事費はある程度下回る予定でございます。次の公有財産購入費三千百十七万八千円の減額は用地費でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、当初予算で用地費として一億二千万円を計上しておりましたが、今回八千八百八十二万二千円という金額で確定をいたしましたので、余りました分三千百十七万八千円を減額しようとするものでございます。補償補てん及び賠償金につきましては、熊川地区学供の分として七万四千円を計上した次第でございます。以上歳入歳出を操作いたしまして、今回予備費として三千九百十萬三千円を補正をいたしまして、そこに計上した次第でございます。

います。

以上大変雑駁な説明で恐縮でございますが、提案理由並びにその内容の説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君)

熊川地区の学供の問題ですが、図書館部分が設置されるというようなことで、いずれにしてもここに予算を成立させてやれば四月一日から開始という事態になるのではないかと思う。そうした場合に一日も早い図書館の住民サービスの開始ということが望まれるが、仮に四月一日から住民サービスを開始するというようなことを考えれば、図書館の購入費等の問題も出てくるわけであるが、今回そういうものが計上されてない。その辺で住民へのサービス開始の関連で図書館の購入はどのように考えているかお聞きしたい。

○企画財政課長(上野重勝君)

御指摘のように四月一日開設ということになりますと、次年度操作としてある程度先に図書館の購入という必要がございます。

ますが、予算とのやりくりもございしますので今回には補正してございせんか。当然二次の機会には計上する予定でございします。又、それに対する住民サービスは当然開始してもよろしいと思ひますので、外こう工事とも兼ね合はせしますので四月一日開設ということにはあるいは若干疑念にあるかと思ひますが、早期に開設ができますように努力をしたいと思ひます。

○二番(松山 清君) できるだけ早い時期に、まあ四月一日ぐらいからやるように努力願ひたいと思ひます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よつて議案第百十二号

は原案のとおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十三 議案第百十三号 昭和五十一年度福生

市一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般

会計補正予算(第四号)につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

今回の予算は、税収あるいは又国庫補助金、その他すでに確定した財源をもちまして、歳出におきましては補助関連事業、あるいは又公共事業等を重点として計上した次第でございまして、なお又、一部におきましては当初予算で計上できなかった分につきまして、需用費等を計上した次第で

ございます。

その内容について御説明を申し上げます。

まず総則におきまして既決予算額六十六億四千七百七十三万月に四億五千二百七十万六千円を追加いたしました。その総額を七十一億四千三百六十六万六千円としようとするものでございます。地方債の補正につきましては、第二表地方債補正によることといたします。

まず二ページの歳入について御説明を申し上げますが、市税におきまして今回の補正額一億二千九百七十六万四千円でございます。市民税において九千四百三十八千円、固定資産税におきまして二千三百八十九万八千円、特別土地保有税におきまして四百八十四万九千円、都市計画税におきましては六百九十七万九千円の追加補正でございます。市民税におきましては所得割の増加分九千五百三十万内等でございます。固定資産税につきましては課税いたしました結果、国有資産等所在市町村交付金及び納付金を含めまして二千三百八十九万八千円を増額補正したものでございます。その他の税目につきましても確定したものとしまして計上した次第でございます。

分担金及び負担金のうち、負担金におきまして百二十九万五千円の増額でございますが、これは児童措置費の本人負担分でございます。

使用料及び手数料の手数料につきまして二百二十万円の計上でございますが、これは改定その他に伴いますところの増額補正でございます。

国庫支出金におきまして二億二千六百八十五万七千円の計上でございますが、このうち国庫負担金において九百九十三万八千円の増額で、主として民生費関係の助成、その他の処置でございます。

国庫補助金におきまして二億千六百九十一万九千円でございますが、これは第一、第二小学校の温度保持工事の補助金の新しく決まった分、それから緑地保全事業の防衛施設庁関係の補助金、あるいは又、七小、一、二中の温度保持工事、その他主として防衛関係の補助金を主体とした国庫補助金でございます。

都支出金におきまして二十四万四千円の内増額でございますが、これは都負担金におきまして三百九万二千円、これも福祉関係の負担金が主体でございます。都補助金におきまして一千四百五十九万八千円の内増額でございますが、これも児童福祉関係の補助金、あるいは又市道整備の補助金、交通安全施設の補助

金等でございます。都委託金二百七十五万円でございますが、これは公害対策費委託金二百五十万円が主なものでございます。

財産収入のうち、財産売却収入一万円でございしますが、これは公用車を売却するための予算計上でございます。

寄付金一千八十万円は、市道第九六号線踏切改造に伴います西武不動産からの寄付金でございます。このうち一千万円は工事費として歳出に計上しております。

諸収入の雑入におきまして四万円、それから市債におきまして六千三百三十万円ですが、市債の六千三百三十万円は市道整備事業債として三千七百万円、緑地整備事業債として二千四百三十万円、あわせまして六千三百三十万円が許可になる見通しで計上した次第でございます。

以上、歳入は合計いたしまして四億五千二百七十万六千円という次第でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

議会費における計上八千円は、自動車重量税の追加分でございます。

総務費におきまして一千七百十萬二千円、そのうち総務管理費におきまして

一千七百六十六万七千円で、これは市有地換地精算金として一千百十四万六千円、職員事務服購入代として二百四十四万七千円、安全協会職員の制服購入費補助金として七十五万円、町会等会館建設費補助金として七十五万円等でございます。

徴税費におきます三十二万五千円でございしますが、たばこ自動販売機購入補助金十五万円、それから徴収関係電算委託料十五万円等でございます。選挙

費におきましては九十九万五千円の減額でございますが、市長選挙が終了いたしました

してその経費が百二十四万九千円余っておりますのでそれを減額し、その他若干の経費を計上いたしました。差し引き九十九万五千円の減額でございます。監査

委員費におきまして十五万五千円の増額で、旅費と経常費の追加補正でございます。

民生費におきまして三千五百六十四万八千円の計上でございます。そのうち社会福祉費が七百四十六万三千円で、これも身障者あるいは精薄、老人等の福祉対策費でございます。児童福祉費におきまして二千五百四十八万六千円の計上ござ

います。民間保育園建設費補助金五百万円、保育所児童措置児童委

託料一千三百六十七万八千円、その他児童手当等でございます。生活保護費におきまして二百六十九万九千円、これは生活保護費の精算分として返還をする金額が二百六十三万円になってございますが、それが主体でございます。

衛生費におきまして二百八十二万二千円の増額で、そのうち保健衛生費におきまして二百八十七千円の増額でございます。これは騒音対策関係の経費で、騒音測定用の自動車の購入代と騒音測定用備品購入代の百八十七万二千円等がその主なものでございます。清掃費におきまして七十三万五千円の増額でございますが、これは処理場の国有地の借上料五十万円、自動車等修繕料二十万円、その他でございます。

土木費におきましては一億四千三百二十二万四千円の増額補正で、このうち道路河川橋りょう費において七千七百八十九万円の増額でございます。このうち道路改修に要する経費四千六百六十六万一千円で、これに関連をいたします道路用地購入代二千二百二十八万八千円、交通安全施設の経費九百七十一万九千円等でございます。都市計画費におきまして六千五百三十三万四千円の増額でございますが、これは熊牛緑地の防衛補助事業として買収いたしますものが六千四百十四

万八千円、公園の整備費として三十万円、土地の測量費として五十万円等でございます。

消防費におきまして一千二百八十五万二千円の増額でございますが、これは消防を東京消防方に委託しておりますので、事務委託費といたしまして一千百九十二万二千円、それから消防団員の作業服九十三万円等でございます。

教育費におきましては二億五千九百十一万三千円の追加補正でございますが、そのうち教育総務費におきましては二十七万二千円の増額で、これは育英会補助金二十六万五千円その他でございます。小学校費におきましては七千九十万二千円の増額でございますが、この主な内容といたしましては第一、第二小学校

の温度保持工事として四千七十一万二千円、これらの設計監理委託料百四十二万五千円、第二小学校の増築工事分として二千五百二十二万六千円、来年入ります児童生徒の机、いすの分として百五十五万五千円等でございます。中学校費におきましては一億百四十五万七千円の増額でございますが、このうち第一、第二中学校の温度保持工事の経費として三千百八万円、それから第三中学校を建設した際、住宅公団から借り入れて建設してあるわけでございますが、その返還する金が六

千二百六十九万五千円、施設修繕料として五百万円等でございます。学校給食費におきましては二百九万四千円でございますが、給食費集金委託料として百十万四千円、給食用備品購入代として九十九万円等となっております。社会教育費におきましては七千六百二十三万八千円でございますが、このうち市民会館のどん張といすの工事分として七千四百七十五万八千円、その他でございます。保健体育費におきましては八百十五万円の計上でございますが、これは第二中学校の前にあります加美平のグラウンドの補修として七百万円、体育館の整備費として百十五万円等でございます。

予備費におきましては、歳入歳出を相殺いたしました、一千八百六万三千円と減額をした次第でございます。歳出合計四億五千二百七十万六千円でございます。

地方債の補正といたしまして二件追加でございますが、臨時市道整備事業として三千七百万円、これは今回の地方財政対策として、市町村の市町村道の整備事業に対して起債が許可されることになりました。その金額が三千七百万円割り当てとしてまいりましたので計上した次第でございます。この起債について

では、市道第一〇一九号線の改修工事をいたす予定でございます。又、緑地整備事業として二千四百三十万円の追加でございます。これは熊牛緑地の

事業費が六千四百九十九万八千円でございますが、補助金が三千二百四十九万九千円まいりますので、この自己負担分の七五％が起債で許可されますので、その額を計上した次第でございます。

以上大変雑駁でございますが、補正予算第四号の説明とさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時

開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君)

ただいま補正四号について御説明を承りましたが、一、二に

について御質問したいと思ひます。

まず歳入の市税関係で、先ほどの説明ではこれが今回目一ばいのものであるかどうかということでしたが、市税の今後の見通しについてそういう状態であるかどうか説明していただきたい。

財産収入で公用自動車売却収入一百万円と出ておりますが、これは物品売却収入という目を設けるために一百万円の計上になっているのか御説明していただきたい。それから歳出の民生費関係について、先ほど議案第三百三号から百五号までの児童育成手当条例の一部改正、老人福祉手当条例の一部改正、重度心身障害者福祉手当条例の一部改正とこれらが上程されたわけですが、この予算書の二十一ページの該当するものについて突きあわせてみたわけですが、重度身体障害者福祉手当については二十四万円、老人福祉手当は七十万円と載っておりますが、児童手当というのは二十二ページの児童手当扶助費という形で計上されているのかどうか説明していただきたい。

○税務課長(島田 猛君)

お答えいたします。

今後、市税の増収があるかどうかというお尋ねかと思ひますが、現在推

定されます増収の数字といたしましては二千九百四十万円程度が見込めるのではないかと、予想をしております。税目別に申し上げますと、市民税関係で

二十万円、固定資産税関係で百万円、たばこ消費税関係で五百万円、

電気税関係で二百八十万円、ガス税関係で四十万円、都市計画税関係で二十万円、あわせて二千九百四十万円前後の増収が見込めそうです。

○企画財政課長(上野重勝君)

公用自動車売却収入一百万円の計上でございませうが、これは歳出の方で公用自動車を買うということで、これに伴ひまして現在あるものを売り払うということで計上してございます。

○福祉事務所長(八木房雄君)

自席からお答えいたします。

二十二ページの児童福祉総務費の扶助費はこの条例と関連ございません。

これは直接都の方才金かきましてそこに払うということでございますので、そういう関係はございません。条例に關係するものにつきましては、身体障害者福祉費の扶助費と、精神薄弱者福祉費の扶助費と、老人福祉費の扶助費の、これだけでございます。

○十七番(関 米吉君)

第一点の市税の關係で、特別土地保育税がこの補正後